



# あなたも多様な性の人です

鹿沼市は他の市に先駆けて「パートナーシップ宣誓制度」を始めましたね。これは人権に関わる、とても重要な取り組みだと思います。制度があるということは大きな一歩だからです。ひとりひとりが人権や性について考えるきっかけになるという意味でも大切です。性のあり方を考えるとき、次のようなポイントがあります。



宇都宮大学 良香織准教授

鹿沼市では昨年6月、県内初の「パートナーシップ宣誓制度」を開始いたしました。この画期的な制度を生かし、「性によって生きづらさを感じることのない社会」をつくるため、私たちができることは何でしょうか？そこで、宇都宮大学の准教授で、性のあり方についてのご講演や執筆活動もされている良香織（うしどらかおり）先生より、「多様な性」について伺いました。

## 「人」は多面的。性にとらわれない。

「人」は多面的。性にとらわれない。

## 無意識のうちに、性に関わって「こうあるべき」とか「それが自然だから」というような考え方をしていませんか。「男性あるいは女性はこうあるべきだ」とか、「異性を好きになるのが当たり前だ」というような「決めつけ」です。

本当にそうでしょうか？人間は複雑で多面的な存在です。性はその人の属性のひとつです。それなのに性と関連づけて「この人はこうだ」と決めつけることは、人を狭い範囲で見てしまうことになるのではありませんでしょうか。性に関わる、自分の考え方の癖（思い込み）に自覚的にいることや、疑問を持つことが大切なことがあります。

## 性について肯定的に考える。

性のあり方は多様です。あなた自身も多様な性を生きるひとりです。そういう性を学ぶことは自分の生き方を見つめることになりますし、様々な「こうあるべき」から自由になることができ、楽しむことができます。人権としての性の学びがもっと広がることで、鹿沼市の取り組みがより充実した制度として発展していくことを思います。

## 性は人権。そもそも人権とは？

人権とは何でしょうか？人権は生まれながらにしてもらっている権利の総称です。これで、ちょっとわかりづらいですね。自分で自分の生き方を決めることができるということです。自分で必要な要件が権利です。誰かに「こうあるべき」を押し付けられないということが保障されなければなりませんし、

鹿沼市ホームページ「かれんと」バックナンバーをご覧いただけます。  
トップ>福祉・健康>人権・男女共同参画>男女共同参画>男女共同参画情報紙「かれんと」バックナンバー



鹿沼市ホームページ「かれんと」バックナンバーをご覧いただけます。

トップ>福祉・健康>人権・男女共同参画>男女共同参画>男女共同参画情報紙「かれんと」バックナンバー

# 誰もが自分らしく生きるために

## 多様な性についてかんがえよう

### ～性的指向と性自認～

あなたは「L G B T（エル・ジー・ビー・ティー）」と言う言葉を聞いた事がありますか？次の言葉の頭文字をとって組み合わせた言葉で、性的少数者（セクシュアルマイノリティ）を表す言葉の一つとして使われることもあります。この機会に多様な性について考えてみましょう。Sexual Orientation（性的指向）と Gender Identity（性自認）の頭文字をとった「S O G I」との表現もあります。

### 性的指向…どのような性別の人を好きかということです

**L** Lesbian レズビアン 女性の同性愛者（心の性が女性で恋愛対象も女性）

**G** Gay ゲイ 男性の同性愛者（心の性が男性で恋愛対象も男性）

**B** Bisexual バイセクシュアル 両性愛者（恋愛対象が女性にも男性にも向いている）



### 性自認…自分の性をどう思うかということです

**T** Transgender トランスジェンダー 「身体の性」が男性でも「心の性」は女性というように、「身体の性」と「心の性」が一致しないため「身体の性」に違和感を持つ人。「心の性」に沿って生きたいと望む人。



性的少数者には、L G B T以外にも、男女どちらにも恋愛感情を抱かない人や、自分自身の性をきめられない、わからない人など、さまざまな人々がいます。

※「多様な性について考えよう！」（公益財団法人人権教育啓発推進センター）を参考に掲載しています。  
<http://www.moj.go.jp/content/001249993.pdf>

## 鹿沼市の取り組み>>

### 鹿沼市パートナーシップ宣誓制度

戸籍の性、または心の性が同性である方同士が、お互いの合意のみに基づき、対等の立場で相互に協力し、共同生活を送ることを市長に対し誓うという制度。市長は、その誓いが真意であることを確認したうえで、パートナーシップ宣誓証明書を発行することができる。この制度により、法律上の効果を生じさせることはできないものの、宣誓証明書を用い、次の行政サービスを利用することが出来る。

- ・市営住宅の申し込み
- ・市営墓地・見笠霊園の永代使用許可申請、承継
- ・高齢者運転免許自主返納支援
- ・個人情報の開示請求の代理

詳しくは、鹿沼市ホームページ トップ>ライフイベント>結婚離婚>鹿沼市パートナーシップ宣誓制度について

※相続や税控除などの法律上の効果は生じません。